

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(準備書説明会の開催等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 第17条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が関係地域内において準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「方法書」とあるのは「準備書」と、<u>「第1種事業者」を「事業者」と</u>、同条第4項中「前項」とあるのは「第27条第2項において準用する第3項」と、同条第5項中「第2項」とあるのは「第27条第2項において準用する第2項」と、「第16条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、「第15条第1項第4号に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、<u>「方法書」とあるのは「準備書」と、「第1種事業者」を「事業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第38条第3項</u>に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業</p> <p>(5)～(24) (略)</p>	<p>(準備書説明会の開催等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 第17条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が関係地域内において準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中<u>「第1種事業者」とあるのは「事業者」と</u>、「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第27条第2項において準用する第3項」と、同条第5項中<u>「第1種事業者」とあるのは「事業者」と</u>、「<u>方法書</u>」とあるのは「<u>準備書</u>」と、「第16条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、「第15条第1項第4号に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。</p> <p>別表（第2条、<u>第49条</u>関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第38条第2項</u>に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業</p> <p>(5)～(24) (略)</p>